

令和4年度

多久市交通安全実施計画

多久市交通安全対策会議

ま え が き

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第26条第4項の規定に基づき、令和4年度において、市が実施すべき交通安全施策に関する計画を策定したものです。

全国の交通事故の状況は、死者数が3年連続で戦後最少を更新し、件数、負傷者数とも昨年より減少しましたが、悪質・危険な運転行為の発生が相次いで報告され、いわゆる「あおり運転」として重大な社会問題となっています。

佐賀県内における令和3年中の交通事故発生状況は、人身交通事故発生件数が3,506件（前年3,758件）、負傷者数が4,539人（同4,839人）と昨年に比べ減少し、死者数においても23人（同33人）となり、減少に転じました。

また、人口10万人当たりの人身交通事故発生件数は改善傾向にあるものの、依然として全国で高い順位となっています。事故の特徴のうち、年齢別では65歳以上の高齢者が関係した事故が全体の38%を占め、類型別では追突事故が全体の4割以上となっています。

一方、多久市における令和3年中の交通事故発生状況は、発生地別（市内で発生した交通事故）の人身交通事故のうち、死者数は2人（前年0人）であり増加しました、事故発生件数は60件（前年70件）、負傷者数が65人（同85人）と、件数・負傷者数とも昨年に比べ減少しました。また、人口1万人当たりの居住地別（交通事故の原因者が市内居住）の発生状況では県内ワースト7位（前年3位）となり、昨年より改善傾向にあります。

これらの状況を踏まえ、市では関係する機関や団体と連携し、今後更なる道路交通環境の改善と整備を充実させるとともに、交通安全に対する意識の高揚を図ってまいります。

本計画の実施にあたっては、交通安全対策基本法及び令和3年度を初年度とする第11次多久市交通安全計画の主旨に沿って関係行政機関の相互連絡を図るとともに、関係団体及び市民の協力を得て計画的かつ効果的に事業を推進してまいります。

令和4年10月

多久市交通安全対策会議会長
多久市長 横尾俊彦

目 次

第1章 交通安全対策の推進体制

I 国内における交通安全対策の推進体制	1
II 佐賀県内の交通安全対策会議・交通対策協議会設置状況	2
III 多久市における交通安全対策会議と交通対策協議会	3

第2章 交通安全実施計画

I 多久市交通安全計画・交通安全実施計画の概要	4
II 道路交通環境の整備	5
1 道路交通安全施設等の整備	5
2 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	6
3 効果的な交通規制の推進	6
4 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	6
5 踏切道における交通安全対策	6
III 交通安全思想の普及徹底	7
1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	7
2 交通安全に関する普及啓発活動の推進	9
IV 救急・救助活動の充実と被害者支援の推進	12
1 救助・救急体制の整備	12
2 被害者支援の充実と推進	12
V 交通安全に関する施策の推進体制	13
1 市における推進体制	13
2 市民の協力の確保	13

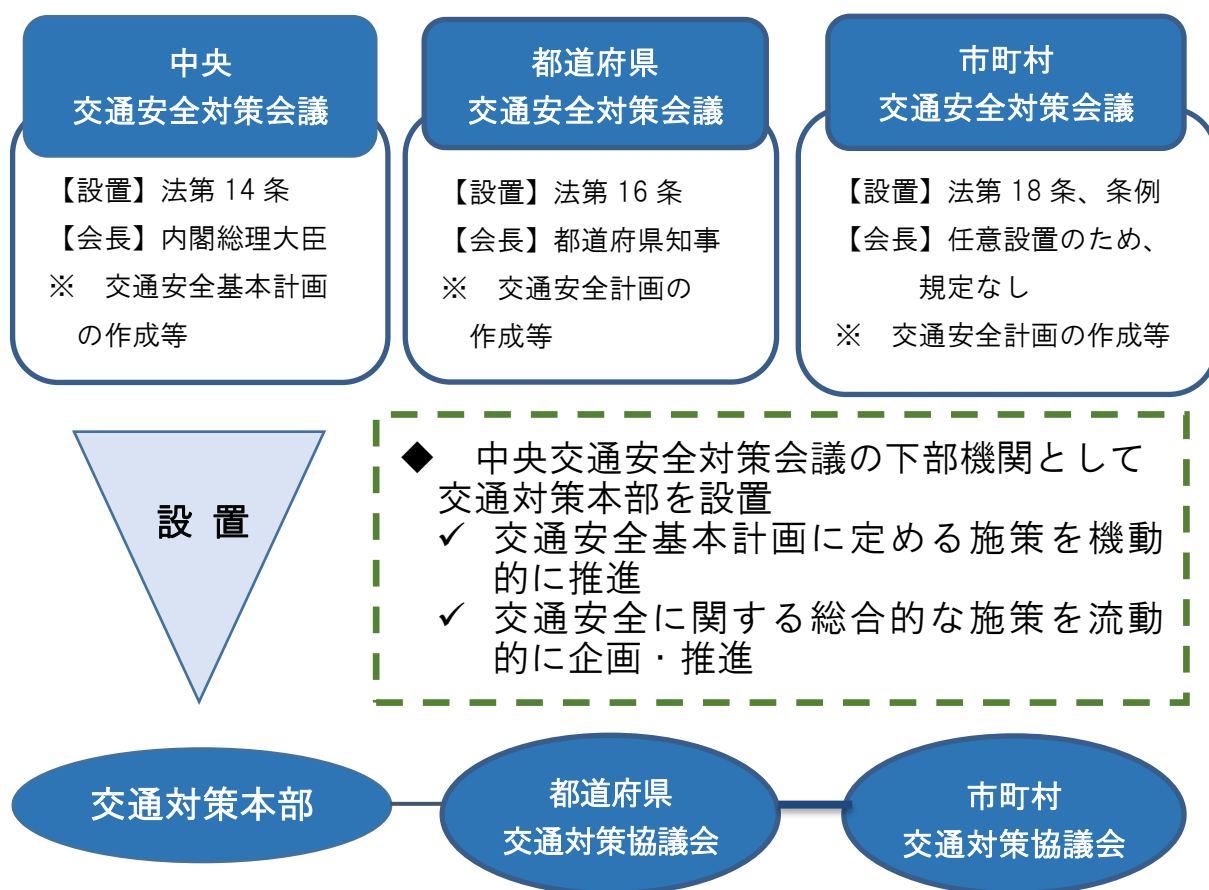
<資料>

○ 令和3年中佐賀県内における交通事故発生状況 (佐賀県くらしの安全安心課交通事故防止特別対策室発行 交通安全ニュース令和3年1月号より抜粋)	14
○ 道路交通環境の整備状況(令和3年度)	20

第1章 交通安全対策の推進体制

I 国内における交通安全対策の推進体制

- 昭和45年に「交通安全対策基本法」が施行されたことに伴い、「中央交通安全対策会議」が設置。また、都道府県及び市町村にも、それぞれ「交通安全対策会議」が設置されています。
- これらの会議では、「交通安全基本計画」を作成し、その実施の推進が行われているとともに、陸上交通の安全に係る総合的な施策の企画や審議が行われています。



それぞれの交通対策協議会は、国の交通対策本部に対応した組織であり、交通安全県民運動やマナーアップキャンペーンなどの啓発活動をはじめ、交通安全に関する教育・知識の普及活動などを行っています。

第1章 交通安全対策の推進体制

Ⅱ 佐賀県内の交通安全対策会議・交通対策協議会設置状況

市町名	交通安全 対策会議	交通対策 協議会	市町名	交通安全 対策会議	交通対策 協議会
	設置年月日	設置年月日		設置年月日	設置年月日
佐賀市	—	S43年4月1日	吉野ヶ里町	—	H28年3月31日
唐津市	—	H17年1月1日	基山町	—	H15年4月1日
鳥栖市	—	S39年4月1日	上峰町	—	S48年4月1日
多久市	S46年9月29日	S46年9月29日	みやき町	—	H17年3月1日
伊万里市	S46年4月1日	S41年5月25日	玄海町	—	S46年4月1日
武雄市	H18年3月1日	H27年12月2日	有田町	—	H19年9月18日
鹿島市	—	S40年10月2日	大町町	—	S59年9月20日
小城市	—	H27年10月2日	江北町	—	H2年9月20日
嬉野市	—	H18年9月7日	白石町	—	H20年10月1日
神埼市	—	H28年1月28日	太良町	—	S38年5月20日

＜交通安全対策会議設置＞ 3市

＜交通対策協議会設置＞ 20市町

県内市町の設置状況と比較すると、多久市においては交通安全に関する対策や推進が、早くから積極的に行われてきたといえます。

Ⅲ 多久市における交通安全対策会議と交通対策協議会

「多久市交通安全対策会議」及び「多久市交通対策協議会」の概要は次のとおりです。

多久市交通安全対策会議

【設置】 多久市交通安全対策会議条例（昭和46年9月29日）

【組織】 会 長／市長

委 員／国の出先機関の職員、佐賀県の出先機関の職員、
小城警察署の警察官、知識経験者、市の職員

多久市交通対策協議会

【設置】 多久市交通対策協議会会則（昭和46年9月29日）

【組織】 会 長／市長

副 会 長／副市長、小城警察署長、多久地区交通安全協会長

実行委員／佐賀県議会選出交通対策会議委員

国土交通省佐賀国道事務所唐津維持出張所長、佐賀土木事務所長

小城警察署多久幹部派出所長、佐賀広域消防局多久消防署長

各町区長会長、各町交通安全協会支部長、各町交通安全推進協議

会長、多久市商工会長、多久市交通安全指導員会長、

JR九州（株）佐賀鉄道事業部長

多久市老人クラブ連合会長、多久市教育長、多久市校長会（正副）

会長、多久高等学校長

多久市保育協議会長、ひしのみこども園園長

幹 事／防災安全課長（幹事長）、建設課長、都市計画課長、福祉課長、

教育委員会学校教育課長

小城警察署交通課長、多久市保育協議会副会長、

多久地区交通安全協会副会長、多久地区交通安全協会事務局長、

多久市交通安全指導員会副会長

第2章 多久市交通安全実施計画

I 多久市交通安全計画・交通安全実施計画の概要

- 交通安全対策基本法第26条第1項の規定により、市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、「市町村交通安全計画」を作成し、次の事項について定めるよう努めるものとされています。
 - ① 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - ② 市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- あわせて、同条第4項の規定により、市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（市町村交通安全実施計画）を作成するよう努めるものとされています。

第11次多久市交通安全計画 (5か年計画)【R3~R7】

- 計画の基本理念
 - ✓ 人命尊重の理念に基づき、交通事故のない社会を目指す。
 - ✓ 交通弱者の安全をいっそう確保するため、「人優先」の交通安全思想を基本とし、実態に対応した安全対策を推進していく。
- 【道路交通の安全】
 - ① 道路交通の安全についての目標
 - ② 道路交通の安全についての対策
- 【踏切道における交通の安全】
 - ① 踏切事故のない社会を目指すための目標
 - ② 踏切道における交通の安全についての対策

令和4年度 多久市交通安全実施計画

- 【道路交通環境の整備】
 - ① 交通安全施設・安心な歩行空間の整備、効果的な規制
 - ② 交通安全に寄与する道路交通環境の整備、踏切道の安全
- 【交通安全思想の普及徹底】
 - ① 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進、普及啓発活動の推進
- 【救急・救助活動の充実と被害者支援の推進】
 - ① 救急救助体制の整備
 - ② 被害者支援の充実と推進
- 【交通安全に関する施策の推進体制】
 - ① 市における推進体制と市民の協力確保

第2章 多久市交通安全実施計画

Ⅱ 道路交通環境の整備				関係機関
1 道路交通安全施設等の整備 道路交通安全施設等の整備を次のとおり実施する。				国土交通省
〔令和4年度〕 (唐津維持出張所 多久市管内分)				
事業区分	箇所数	数量等	金額(千円)	
維持補修		14.8km	23,000	
街路樹管理(剪定等)		4.3km	5,600	
舗装修繕	4箇所	15,500 m ²	116,680	
計			145,280	
〔令和4年度〕 (佐賀土木事務所 多久市管内分)				
事業区分	箇所数	数量等	金額(千円)	
ガードレール	5箇所	320m	12,000	
区画線	6箇所	8,250m	10,200	
道路愛護費	2箇所	2,180m	860	
道路の局部改良及び補修	3箇所	520m	22,400	
道路樹木管理	8箇所	360本	4,400	
清掃除草	6箇所	7,680 m ²	29,000	
計			78,860	
〔令和4年度〕 (多久市役所 建設課所管分)				
事業区分	箇所数	数量等	金額(千円)	
ガードレール	1箇所	80m	1,200	
区画線	10箇所	3,000m	3,400	
カーブミラー	4箇所	4基	900	
道路愛護費	150箇所		3,000	
道路局部改良・補修	30箇所		21,000	
道路樹木管理	11箇所	295本	3,500	
清掃除草	44箇所	50,000 m ²	11,000	
計			44,000	
				建設課

第2章 多久市交通安全実施計画

II 道路交通環境の整備	関係機関
<p>2 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備</p> <p>(1) 生活道路における交通安全対策の推進 生活道路において、人優先の考えのもと、「ゾーン30」等による車両速度の抑制、交通マナーの普及啓発等の取り組み、子どもや高齢者が安心して通行できる道路環境の確保を図る。</p> <p>(2) 通学路における交通安全の確保 通学路における交通安全を確保するため設置した「多久市通学路安全推進会議」により合同点検を実施し、通学路の安全対策を推進する。</p> <p>(3) 未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保 未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検を実施し、関係機関が連携して安全対策を講じていく。</p> <p>3 効果的な交通規制の推進 地域の交通実態等を踏まえ、関係機関と連携し交通規制や交通管制の内容について点検・見直しを実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。 なお、速度規制については、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかという観点から実施する。</p> <p>4 交通安全に寄与する道路交通環境の整備</p> <p>(1) 子どもの遊び場の確保 子どもの遊び場の確保については、路上遊戯等による交通事故の防止を図るため、子どもが安心して安全に遊べるよう身近な遊び場、広場の維持管理に努める。 (中央公園、北部公園、みどりが丘公園、中部公園、東部公園、メイプルタウン中央公園、宝蔵寺公園、大工田東公園、児童センター等)</p> <p>(2) 災害時等における安全の確保 災害時等の安全な道路交通を確保するため、災害時等には必要な交通規制及び迂回路の設定を行うとともに、気象、路面状況等を収集し、道路利用者に提供するとともに、チェーン着用などの啓発に努める。あわせて、積雪時においては、凍結路面对策として凍結防止剤の散布、必要に応じ除雪を実施する。</p> <p>5 踏切道における交通安全対策 自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切道の安全に係る広報活動及び指導教育を実施する。</p>	<p>防災安全課 小城警察署 建設課</p> <p>通学路安全 推進会議</p> <p>福祉課、 防災安全課、 小城警察署、 国土交通省、 佐賀県 建設課</p> <p>防災安全課 小城警察署</p> <p>都市計画課 福祉課</p> <p>防災安全課 小城警察署 国土交通省 佐賀県 建設課</p> <p>防災安全課</p>

第2章 多久市交通安全実施計画

Ⅲ 交通安全思想の普及徹底	関係機関								
<p>1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進</p> <p>(1) 幼児に対する交通安全教育の推進</p> <p>保育園及び認定子ども園において、幼児交通安全指導員による交通安全教室を実施し、基本的な交通ルールや交通マナーに加え、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。</p> <table border="1" data-bbox="359 521 1161 703"> <tbody> <tr> <td>5月</td> <td>道路の正しい歩き方と安全な道路横断</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>飛び出しの危険性と踏切の渡り方</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>信号機の見方・横断歩道の渡り方 【実地】</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>自転車の正しい乗り方とビデオ鑑賞【総復習】</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 義務教育学校における交通安全教育の推進</p> <p>義務教育学校において、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。</p> <p>あわせて、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるよう、指導教育するよう努める。</p> <p>ア 各学校において、義務教育学校のよさを生かした一貫性のある組織的・継続的・計画的なカリキュラムを作成し、交通安全教育の徹底に努める。</p> <p>イ 各学校において、交通安全教室を開催する。</p> <p>ウ 交通安全用品(反射シール、自転車用反射材等)の贈呈・配布を行い、その効果の周知と普及促進を図る。</p> <p>エ 「交通安全子供自転車佐賀県大会」出場を通じて、自転車の安全な乗り方及び交通ルールの遵守並びに運転技術の習熟を図る。 【令和4年度不参加】 参加予定：東原席舎西溪校</p> <p>オ 教職員の交通安全教育の指導力向上を図るため、定期的に交通安全に関する研修会を開催するとともに、定期的に交通安全に関する教職員対象の研修を実施し、交通安全教育の充実、指導力向上を図る。</p> <p>カ 学校ごとに登校指導日を設定し、教職員と保護者、更には関係機関等と協力して交通安全指導を行う。</p>	5月	道路の正しい歩き方と安全な道路横断	7月	飛び出しの危険性と踏切の渡り方	10月	信号機の見方・横断歩道の渡り方 【実地】	2月	自転車の正しい乗り方とビデオ鑑賞【総復習】	<p>防災安全課 小城警察署</p> <p>防災安全課 学校教育課 小城警察署 交通安全協会</p>
5月	道路の正しい歩き方と安全な道路横断								
7月	飛び出しの危険性と踏切の渡り方								
10月	信号機の見方・横断歩道の渡り方 【実地】								
2月	自転車の正しい乗り方とビデオ鑑賞【総復習】								

第2章 多久市交通安全実施計画

Ⅲ 交通安全思想の普及徹底	関係機関
<p>キ スクールバスによる安全な登下校（バスの乗降、マナー、シートベルト着用、待機場所での待ち方等）を学校と保護者、地域の協働を生かして推進する。 （※ スクールバス利用児童／全学校前期課程の約45%）</p> <p>ク 自転車に乗るときには、ヘルメットを必ず着用するように、児童・生徒への指導や保護者への啓発に努める。</p> <p>ケ 「自転車運転者講習制度」について、児童・生徒や保護者への周知を図る。</p> <p>（3）高齢（運転）者に対する交通安全教育の推進及び支援 高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者の危険行動を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。</p> <p>ア 老人クラブ連合会等の活動など、高齢者が参加するあらゆる機会を利用して交通安全教育の推進を図る。</p> <p>イ 運転免許を取得していなかったり、交通安全教室等に参加する機会がなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導を実施する。</p> <p>ウ 高齢者を対象に自転車の安全な乗り方及び交通ルールの遵守等の講習会等を実施する</p> <p>エ 自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、運転経歴証明書制度の周知を図る。</p> <p>オ 「高齢者の安全運転を支える対策」を加速させるため、安全運転サポート車の普及を促進するとともに、運転に不安を覚える高齢者等を支援するための対策などを、関係機関と連携して進める。</p>	<p>防災安全課 地域包括支援課 小城警察署 交通安全協会</p>

第2章 多久市交通安全実施計画

Ⅲ 交通安全思想の普及徹底	関係機関
<p>ア 自転車乗用中の交通事故や自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則」を活用するなどにより、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。</p> <p>イ 自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓発を図るとともに、損害賠償責任保険等への加入を促進する。</p> <p>ウ 幼児・児童の保護者に対して、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、幼児・児童の着用の徹底を図るほか、他の年齢層の自転車利用者に対し、ヘルメットの着用を促進する。</p>	
<p>(3) 全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る。</p>	<p>防災安全課 小城警察署 交通安全協会</p>
<p>(4) チャイルドシートの正しい使用の徹底 チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、保育園や認定こども園と連携し、保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図る。</p>	<p>防災安全課 小城警察署 交通安全協会</p>
<p>(5) 反射材用品の普及促進 歩行者及び自転車利用者の反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、夕暮れ時の早めのライト（前照灯）点灯運動期間やその他の機会を利用し広報啓発を推進する。 反射材用品等は、全年齢層を対象として普及を図る必要があるが、歩行中の交通事故死者数の中で占める割合が高い高齢者に対しては、特にその普及の促進を図る。</p>	<p>防災安全課 小城警察署 交通安全協会</p>
<p>(6) 飲酒運転の根絶に向けた規範意識の確立 飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、「飲酒運転をしない、させない」という市民の規範意識の確立を図る。</p>	<p>防災安全課 小城警察署 交通安全協会</p>

第2章 多久市交通安全実施計画

Ⅲ 交通安全思想の普及徹底	関係機関
<p>(7) 暴走族追放気運の高揚及び青少年の指導の充実</p> <p>暴走族追放の気運を高揚させるため、「多久市暴走族等の追放の促進に関する条例」に基づき、関係機関・団体及び市民と緊密な連携を図りながら、青少年に対する効果的な暴走族対策を図る。</p>	<p>防災安全課 小城警察署 交通安全協会</p>
<p>(8) 追突事故の防止</p> <p>県下の人身交通事故の4割以上を「追突事故」が占めており、追突事故防止のための「みつつの3運動」や車両運転時の基本的事項について関係機関と連携し広報を積極的に推進する。</p>	<p>防災安全課 小城警察署 交通安全協会</p>
<p>(9) 幹線道路での事故の防止</p> <p>国道203号及び県道等における事故を防止するため、関係機関と連携し広報を積極的に推進する</p>	<p>防災安全課 小城警察署 交通安全協会 国土交通省 佐賀県</p>
<p>(10) 横断歩行者を含む歩行者の安全確保</p> <p>道路横断中の交通死亡事故が発生していることから、運転者に対しては横断歩道手前での減速や横断歩道における歩行者優先を再認識させる為の啓発を行う。</p> <p>また、歩行者に対しては横断歩道を渡る、信号があるところでは、その信号に従うといった交通ルールの遵守を啓発するとともに、「ハンドサインで渡ろう運動」を推進し、運転者に対し横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断するように、歩行者自身が自らの安全を守るための交通安全啓発を推進する。</p>	<p>防災安全課 小城警察署 交通安全協会</p>

資 料

1 交通事故発生状況

(1) 交通事故発生状況 (令和3年中)

○ 全国・九州の交通事故死者数

区分	死者数	前年対比	(増減率)
全国	2,636人	-203人	(-7.2%)
九州	329人	-29人	(-8.1%)
佐賀県	23人	-10人	(-30.3%)

○ 県内の交通事故発生状況

区分		令和3年12月末	前年対比	(増減率)	
人身事故	発生件数	3,506件	-252件	(-6.7%)	
	死亡事故	件数	23件	-7件	(-23.3%)
		死者数	23人	-10人	(-30.3%)
	負傷者数	4,539人	-300人	(-6.2%)	
物損事故		18,870件	+811件	(+4.5%)	

(2) 交通死亡事故発生状況 (令和3年中)

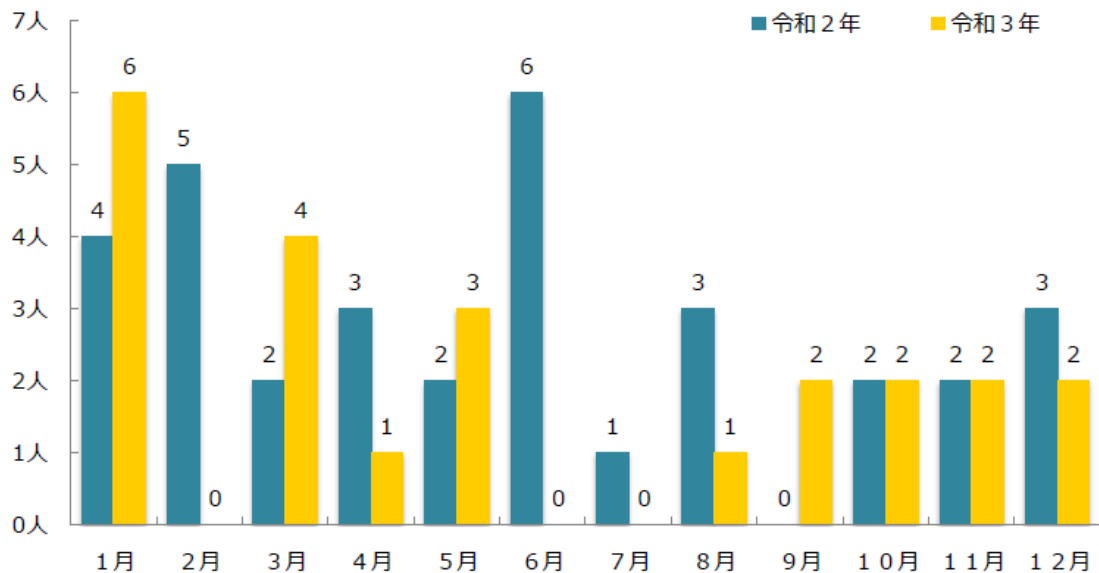
多久市内

月日(曜) 時	天気	発生場所	死亡者				事故の状況
			種別	年齢	性別	住所	
10月21日(木) 9時台	雨	多久市北多久町 国道	歩行者	71	男	多久市	軽乗用車×歩行者
							軽乗用車が進行中、歩行者と衝突したもの
12月9日(木) 13時台	晴	多久市東多久町 県道	軽自動車	76	男	佐賀市	軽乗用車×普通乗用車
							軽乗用車が進行中、普通乗用車と衝突したもの

○ 状態別・年齢層別死者数

	乳・幼児	小学生	中学生	高校生	24歳以下	25～64歳	65歳以上	合計
四輪車乗車中				1	1	2	5	9
二輪車乗車中						1	1	2
自転車乗車中							2	2
歩行中						1	9	10
その他								0
計	0	0	0	1	1	4	17	23

○ 月別死者数



(3) 交通死亡事故の分析 (令和3年中)

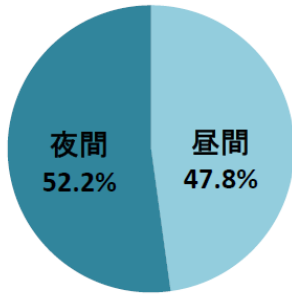
○ 曜日別発生件数

	日曜	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	合計
曜日別	1	5	5		6	4	2	23

○ 時間帯別発生件数

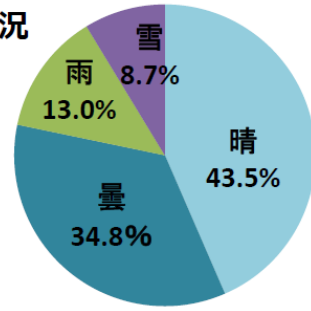
	0～6	7～8	9～16	17～18	19～20	21～23	合計
時間帯別	6	2	8	3	2	2	23

○ 昼夜別発生状況



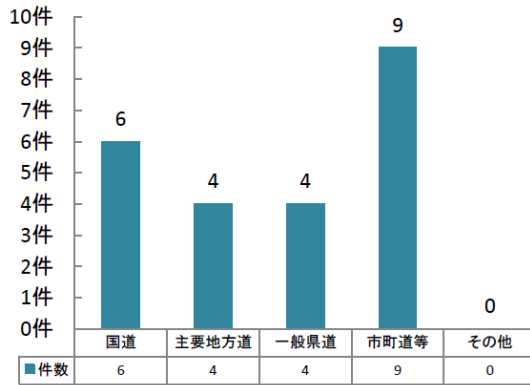
昼間	11件	(47.8%)
夜間	12件	(52.2%)

○ 天気別発生状況

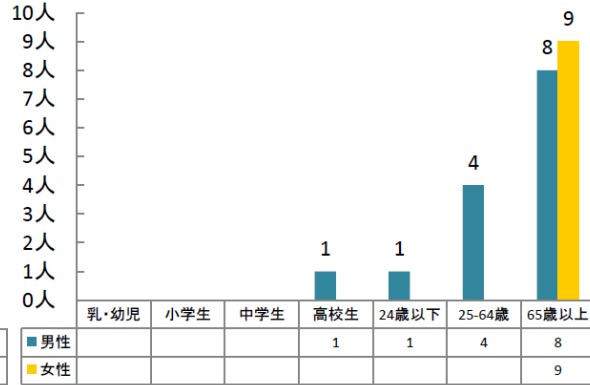


晴	10件	(43.5%)
曇	8件	(34.8%)
雨	3件	(13.0%)
雪	2件	(8.7%)

○ 道路別発生状況



○ 性別・年齢層別死者数



(4) 人身事故の特徴 (令和3年中)

- 65歳以上の高齢者が関係した事故が1,350件発生し、全事故の38.5%を占めている。
- 第1原因者を年齢別にみると、高齢者が892件(25.4%)と最も多く、順に40歳代が533件(15.2%)、若者が530件(15.1%)となっている。
- 事故類型別では、追突事故が1,460件(41.6%)と最も多く、次に出会い頭事故が847件(24.2%)となっている。
- 道路別では、国道が1,219件(34.8%)と最も多く、順に市町道が1,072件(30.6%)、県道が936件(26.7%)となっている。
- 原因別(違反別)では、前方不注意が1,045件(29.8%)と最も多く、順に安全不確認が8909件(25.9%)、優先通行妨害が307件(8.8%)となっており、前方不注意と安全不確認による事故が全事故の55.7%を占めている。
- 時間別では、17時台が347件(9.9%)と最も多く、次に7時台が327件(9.3%)となっている。また、通勤通学の時間帯(6~9時台・16~19時台)に1,952件発生し、全事故の55.7%を占めている。

※ ()は全事故に占める構成率

2 市町別の交通事故発生状況

(1) 発生地別の交通死亡事故発生状況 (令和3年中)

発生地 市町名	交通事故 死者数	人 口			免許人口			車両台数		
		(人)	1万人当り	順位	(人)	1万人当り	順位	(台)	1万台当り	順位
		R3.12.1	発生件数		R3.12末	発生件数		R3.3.31	発生件数	
佐賀市	4	232,015	0.17	13	157,969	0.25	13	183,384	0.22	12
唐津市	5	115,805	0.43	8	78,458	0.64	7	95,086	0.53	7
鳥栖市	0	74,338	0.00	14	50,027	0.00	14	55,644	0.00	14
多久市	2	18,093	1.11	3	12,756	1.57	3	17,121	1.17	4
伊万里市	1	51,900	0.19	12	36,331	0.28	12	46,611	0.21	13
武雄市	0	47,460	0.00	14	33,271	0.00	14	43,183	0.00	14
鹿島市	1	27,489	0.36	10	19,667	0.51	10	25,008	0.40	10
小城市	1	43,543	0.23	11	31,621	0.32	11	38,622	0.26	11
嬉野市	2	25,419	0.79	5	17,363	1.15	5	22,335	0.90	5
神埼市	0	30,566	0.00	14	22,054	0.00	14	27,469	0.00	14
吉野ヶ里町	0	16,386	0.00	14	11,317	0.00	14	13,126	0.00	14
基山町	1	17,334	0.58	6	12,142	0.82	6	12,712	0.79	6
上峰町	0	9,375	0.00	14	6,756	0.00	14	8,055	0.00	14
みやき町	1	25,615	0.39	9	17,884	0.56	9	21,752	0.46	8
玄海町	1	5,492	1.82	1	3,652	2.74	1	5,502	1.82	2
有田町	2	18,742	1.07	4	13,198	1.52	4	16,073	1.24	3
大町町	1	6,217	1.61	2	4,250	2.35	2	4,902	2.04	1
江北町	0	9,550	0.00	14	6,682	0.00	14	8,272	0.00	14
白石町	1	21,700	0.46	7	15,848	0.63	8	21,933	0.46	9
太良町	0	7,978	0.00	14	5,830	0.00	14	7,908	0.00	14
高速/県外者	0									
不明								91		
県 計	23	805,017	0.29		557,076	0.41		674,789	0.34	

※「発生地」とは、交通事故が発生した市町をいう。各項目について、「交通事故発生件数」は県警交通企画課、「人口」は県（市町別の推計人口）、「免許人口」は県警運転免許課、「車両台数」は九州運輸局、及び佐賀県軽自動車協会の資料。

(2) 発生地別の人身交通事故発生状況 (令和3年中)

発生地 市町名	交通事故 発生件数	人 口			免許人口			車両台数		
		(人)	1万人当り	順位	(人)	1万人当り	順位	(台)	1万台当り	順位
		R3.12.1 発生件数	R3.12末 発生件数		R3.12末 発生件数	R3.3.31 発生件数				
佐賀市	1,303	232,015	56.16	3	157,969	82.48	3	183,384	71.05	2
唐津市	447	115,805	38.60	8	78,458	56.97	7	95,086	47.01	8
鳥栖市	283	74,338	38.07	9	50,027	56.57	9	55,644	50.86	6
多久市	60	18,093	33.16	12	12,756	47.04	12	17,121	35.04	13
伊万里市	193	51,900	37.19	10	36,331	53.12	10	46,611	41.41	10
武雄市	189	47,460	39.82	7	33,271	56.81	8	43,183	43.77	9
鹿島市	90	27,489	32.74	13	19,667	45.76	13	25,008	35.99	12
小城市	205	43,543	47.08	5	31,621	64.83	5	38,622	53.08	5
嬉野市	68	25,419	26.75	18	17,363	39.16	18	22,335	30.45	16
神埼市	190	30,566	62.16	1	22,054	86.15	2	27,469	69.17	3
吉野ヶ里町	99	16,386	60.42	2	11,317	87.48	1	13,126	75.42	1
基山町	32	17,334	18.46	19	12,142	26.35	19	12,712	25.17	19
上峰町	40	9,375	42.67	6	6,756	59.21	6	8,055	49.66	7
みやき町	74	25,615	28.89	15	17,884	41.38	14	21,752	34.02	14
玄海町	8	5,492	14.57	20	3,652	21.91	20	5,502	14.54	20
有田町	53	18,742	28.28	17	13,198	40.16	16	16,073	32.97	15
大町町	30	6,217	48.25	4	4,250	70.59	4	4,902	61.20	4
江北町	32	9,550	33.51	11	6,682	47.89	11	8,272	38.68	11
白石町	64	21,700	29.49	14	15,848	40.38	15	21,933	29.18	17
太良町	23	7,978	28.83	16	5,830	39.45	17	7,908	29.08	18
高速/県外者	23									
不明								91		
県 計	3,506	805,017	43.55		557,076	62.94		674,789	51.96	

※「発生地」とは、交通事故が発生した市町をいう。各項目について、「交通事故発生件数」は県警交通企画課、「人口」は県（市町別の推計人口）、「免許人口」は県警運転免許課、「車両台数」は九州運輸局、及び佐賀県軽自動車協会の資料。

(3) 居住地別の人身交通事故発生状況 (令和3年中)

居住地 市町名	交通事故 発生件数	人 口			免許人口			車両台数		
		(人)	1万人当り	順位	(人)	1万人当り	順位	(台)	1万台当り	順位
		R3.12.1	発生件数		R3.12末	発生件数		R3.3.31	発生件数	
佐賀市	1,047	232,015	45.13	4	157,969	66.28	4	183,384	57.09	3
唐津市	403	115,805	34.80	9	78,458	51.37	8	95,086	42.38	7
鳥栖市	146	74,338	19.64	19	50,027	29.18	19	55,644	26.24	18
多久市	66	18,093	36.48	7	12,756	51.74	7	17,121	38.55	9
伊万里市	162	51,900	31.21	12	36,331	44.59	12	46,611	34.76	12
武雄市	158	47,460	33.29	11	33,271	47.49	10	43,183	36.59	11
鹿島市	100	27,489	36.38	8	19,667	50.85	9	25,008	39.99	8
小城市	221	43,543	50.75	2	31,621	69.89	2	38,622	57.22	2
嬉野市	73	25,419	28.72	14	17,363	42.04	14	22,335	32.68	14
神埼市	158	30,566	51.69	1	22,054	71.64	1	27,469	57.52	1
吉野ヶ里町	50	16,386	30.51	13	11,317	44.18	13	13,126	38.09	10
基山町	21	17,334	12.11	20	12,142	17.30	20	12,712	16.52	20
上峰町	36	9,375	38.40	6	6,756	53.29	6	8,055	44.69	6
みやき町	71	25,615	27.72	16	17,884	39.70	15	21,752	32.64	15
玄海町	14	5,492	25.49	18	3,652	38.34	17	5,502	25.45	19
有田町	52	18,742	27.75	15	13,198	39.40	16	16,073	32.35	16
大町町	27	6,217	43.43	5	4,250	63.53	5	4,902	55.08	5
江北町	46	9,550	48.17	3	6,682	68.84	3	8,272	55.61	4
白石町	59	21,700	27.19	17	15,848	37.23	18	21,933	26.90	17
太良町	27	7,978	33.84	10	5,830	46.31	11	7,908	34.14	13
高速/県外者	569									
不明								91		
県 計	3,506	805,017	43.55		557,076	62.94		674,789	51.96	

※「居住地」とは、交通事故原因者が居住している市町をいう。各項目について、「交通事故発生件数」は県警交通企画課、「人口」は県（市町別の推計人口）、「免許人口」は県警運転免許課、「車両台数」は九州運輸局、及び佐賀県軽自動車協会の資料。

○ 道路交通環境の整備状況（令和3年度）				関係機関
1 道路交通安全施設等の整備 道路交通安全施設等の整備を次のとおり実施されました。				国土交通省
〔令和3年度〕（唐津維持出張所 多久市管内分）				
事業区分	箇所数	数量等	金額(千円)	
維持補修		14.8km	38,000	
街路樹管理（剪定等）		4.3km	6,400	
舗装修繕	4箇所	15,000 m ²	113,000	
薄層カラー舗装	1箇所	180 m ²	2,800	
区画線	2箇所	600m	700	
道路情報表示設備更新	1箇所		25,000	
計			185,900	
令和3年度〕（佐賀土木事務所 多久市管内分）				佐賀県
事業区分	箇所数	数量等	金額(千円)	
ガードレール	6箇所	117m	2,797	
区画線	9箇所	6,967m	9,018	
道路愛護費	2箇所	2,180m	860	
道路局部改良・補修	7箇所	1,990m	99,573	
道路樹木管理	8箇所	360本	4,955	
清掃除草	6箇所	52,000 m ²	30,016	
計			147,219	
〔令和3年度〕（多久市役所 建設課所管分）				建設課
事業区分	箇所数	数量等	金額(千円)	
ガードレール	3箇所	140m	2,293	
区画線	14箇所	2,889m	2,939	
カーブミラー	6箇所	6基	1,139	
道路愛護費	147箇所		2,547	
道路局部改良・補修	51箇所		21,381	
道路樹木管理	11箇所	295本	3,446	
清掃除草	39箇所	49,295 m ²	9,541	
計			43,286	